

No. 1

平成 2 7 年第 5 回

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

議案第 77号	戸田市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例……………	1 頁
議案第 78号	戸田市行政組織条例及び戸田市職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改正する条例……………	9 頁
議案第 79号	職員の給与に関する条例及び戸田市上下水道企業職員の 給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	10 頁
議案第 80号	戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例……………	28 頁
議案第 81号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す る条例の一部を改正する条例……………	29 頁
議案第 82号	戸田市税条例の一部を改正する条例……………	34 頁
議案第 83号	戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を 改正する等の条例……………	53 頁
議案第 84号	戸田市都市公園条例の一部を改正する条例……………	55 頁
議案第 85号	戸田市立健康福祉の杜条例の一部を改正する条例……………	56 頁
議案第 86号	戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例……………	58 頁
議案第 87号	戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	59 頁
議案第 88号	戸田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	60 頁

議案第 89号	戸田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例……………	61頁
議案第 90号	戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	62頁
議案第 91号	戸田市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を 改正する条例……………	63頁
議案第 92号	戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の 一部を改正する条例……………	64頁
議案第 93号	戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例……………	69頁
議案第 94号	戸田市立児童センター条例の一部を改正する条例……………	70頁
議案第 95号	戸田市道路占用料条例の一部を改正する条例……………	72頁
議案第 96号	戸田市就学支援委員会条例及び戸田市いじめ問題調査 委員会条例の一部を改正する条例……………	80頁
議案第 97号	戸田市立市民医療センター等施設整備建築工事請負変更 契約について……………	81頁
議案第 98号	戸田市立市民医療センター等施設整備電気設備工事請負 変更契約について……………	82頁
議案第 99号	指定管理者の指定について……………	83頁
議案第 100号	指定管理者の指定について……………	84頁
議案第 101号	指定管理者の指定について……………	85頁
議案第 102号	指定管理者の指定について……………	86頁
議案第 103号	指定管理者の指定について……………	87頁

議案第 104 号	指定管理者の指定について……………	88 頁
議案第 105 号	指定管理者の指定について……………	89 頁
議案第 106 号	指定管理者の指定について……………	90 頁
議案第 107 号	市道路線の認定について……………	91 頁
議案第 108 号	平成 27 年度戸田市一般会計補正予算（第 5 号）……………	別冊 No. 2
議案第 109 号	平成 27 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊 No. 2
議案第 110 号	平成 27 年度戸田市中小企業従業員退職金等福祉共済事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊 No. 2
議案第 111 号	平成 27 年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊 No. 2
議案第 112 号	平成 27 年度戸田市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊 No. 2
議案第 113 号	平成 27 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊 No. 2
議案第 114 号	平成 27 年度戸田市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊 No. 2
議案第 115 号	平成 27 年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊 No. 2
議案第 116 号	平成 27 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊 No. 2
議案第 117 号	平成 27 年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊 No. 2

議案第 1 1 8 号 平成 2 7 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
補正予算（第 2 号）…………… 別冊 No. 2

議案第 1 1 9 号 平成 2 7 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算
（第 1 号）…………… 別冊 No. 2

議案第 1 2 0 号 平成 2 7 年度戸田市水道事業会計補正予算（第 2 号）…… 別冊 No. 3

議案第 1 2 1 号 平成 2 7 年度戸田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）… 別冊 No. 3

議案第 77 号

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限

度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年11月24日提出

戸田市長 神 保 国 男

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	重度障害者等福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者等の補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	精神障害者通院医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	障害者移動支援事業に係る利用料の免除に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	私立幼稚園の保育料等の補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	重度障害者等福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

3 市長	身体障害者等の補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	精神障害者通院医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者移動支援事業に係る利用料の免除に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をい

		う。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費の支給に関する情報(以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの
7 市長	私立幼稚園の保育料等の補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

1 1 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
			就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

3 教育 委員会	就学援助に関する事務 であって規則で定める もの	市長	生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
			地方税関係情報であつて 規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報で あつて規則で定めるもの
			住民基本台帳法（昭和 42年法律第81号）第 7条第4号に規定する事 項（以下「住民票関係情 報」という。）であつて規 則で定めるもの
4 教育 委員会	学校保健安全法による 医療に要する費用につ いての援助に関する事 務であつて規則で定め るもの	市長	生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
			地方税関係情報であつて 規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報で あつて規則で定めるもの
			住民票関係情報であつて 規則で定めるもの

議案第 78 号

戸田市行政組織条例及び戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例

(戸田市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 戸田市行政組織条例（昭和 62 年条例第 11 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条 市民生活部の項第 2 号を次のように改める。

(2) 良好なコミュニティの形成及び活性化を図るため、市民活動及び市
民参加への支援を行うとともに、協働の推進に関する取組を行う。

第 2 条 環境経済部の項第 5 号を削り、同条都市整備部の項に次の 1 号を加
える。

(4) 安全で利便性の高い水辺環境を確保するため、河川及び水路網の整
備を行う。

(戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条中「収納推進室」を「収納推進課」に改める。

第 4 条及び第 13 条中「環境クリーン推進課」を「環境課」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 79 号

職員の給与に関する条例及び戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 7 条の 3 第 1 項中「定める日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、前条の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 7 条の 3 第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額。ただし、当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める場合にあっては、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

第 9 条の 2 第 2 項中「100 分の 6」を「100 分の 10」に改める。

第 20 条第 2 号中「及び共済保険の掛金」を「、共済保険の掛金及び厚生年金保険料」に改める。

附則中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 を別記のように改める。

(戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「又は休日」の次に「(次項において「週休日等」とい

う。)」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第20条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条第2号の規定は、平成27年10月1日から適用する。

平成27年11月24日提出

戸田市長 神 保 国 男

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	号俸\職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700

35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600	461, 400
36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800	462, 000
37	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000	462, 500
38	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800	463, 100
39	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600	463, 700
40	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400	464, 300
41	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000	464, 800
42	200, 000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700	465, 300
43	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400	465, 700
44	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100	466, 000
45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900	466, 300
46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700	466, 600
47	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100	466, 900
48	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800	467, 200
49	208, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300	467, 500
50	209, 900	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700	467, 800
51	211, 000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100	468, 100
52	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500	468, 400
53	213, 300	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900	468, 700
54	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300	469, 000
55	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700	469, 300
56	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000	469, 600
57	217, 100	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300	469, 900
58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700	470, 200
59	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000	470, 500
60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300	470, 800
61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600	471, 100
62	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800	442, 900	471, 400
63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100	443, 200	471, 700
64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400	443, 500	472, 000
65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700	443, 800	472, 300
66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000	444, 100	472, 600
67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300	444, 400	472, 900
68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600	444, 700	
69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800	445, 000	
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100	445, 300	
71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400	445, 600	
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700	445, 900	
73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900	446, 200	

74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200	446, 500	
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500	446, 800	
76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700	447, 100	
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900	447, 400	
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200	447, 700	
79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500	448, 000	
80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700	448, 300	
81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900	448, 600	
82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200	448, 900	
83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500	449, 200	
84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700	449, 500	
85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900	449, 800	
86	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000	408, 200	450, 100	
87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300	408, 500		
88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500	408, 800		
89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700	409, 100		
90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000	409, 400		
91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300	409, 700		
92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500	410, 000		
93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700	410, 300		
94		292, 500	340, 300	379, 000	391, 000	410, 600		
95		292, 900	340, 800	379, 300	391, 300	410, 900		
96		293, 300	341, 200	379, 600	391, 600	411, 200		
97		293, 500	341, 300	379, 900	391, 900	411, 500		
98		293, 800	341, 800	380, 200	392, 200	411, 800		
99		294, 200	342, 200	380, 500	392, 500	412, 100		
100		294, 600	342, 500	380, 800	392, 800	412, 400		
101		294, 800	342, 800	381, 100	393, 100	412, 700		
102		295, 100	343, 200	381, 400	393, 400	413, 000		
103		295, 500	343, 600	381, 700	393, 700	413, 300		
104		295, 800	344, 000	382, 000	394, 000	413, 600		
105		296, 000	344, 500	382, 300	394, 300	413, 900		
106		296, 300	344, 900	382, 600	394, 600	414, 200		
107		296, 700	345, 300	382, 900	394, 900	414, 500		
108		297, 000	345, 700	383, 200	395, 200	414, 800		
109		297, 200	346, 200	383, 500	395, 500	415, 100		
110		297, 600	346, 600	383, 800	395, 800	415, 400		
111		298, 000	346, 900	384, 100	396, 100	415, 700		
112		298, 300	347, 200	384, 400	396, 400	416, 000		

	113		298,400	347,700	384,700	396,700	416,300		
	114		298,700	348,000	385,000	397,000	416,600		
	115		299,000	348,300	385,300	397,300	416,900		
	116		299,400	348,600	385,600	397,600	417,200		
	117		299,600	348,900	385,900	397,900	417,500		
	118		299,800	349,200	386,200	398,200	417,800		
	119		300,100	349,500	386,500	398,500	418,100		
	120		300,400	349,800	386,800	398,800	418,400		
	121		300,800	350,100	387,100	399,100	418,700		
	122		301,000	350,400	387,400	399,400	419,000		
	123		301,300	350,700	387,700	399,700	419,300		
	124		301,600	351,000	388,000	400,000	419,600		
	125		301,900	351,300	388,300	400,300			
	126			351,600	388,600	400,600			
	127			351,900	388,900	400,900			
	128			352,200	389,200	401,200			
	129			352,500	389,500	401,500			
	130			352,800	389,800	401,800			
	131			353,100	390,100	402,100			
	132			353,400	390,400	402,400			
	133			353,700	390,700	402,700			
	134			354,000	391,000	403,000			
	135			354,300	391,300	403,300			
	136			354,600	391,600	403,600			
	137			354,900	391,900	403,900			
	138			355,200	392,200	404,200			
	139			355,500	392,500	404,500			
	140			355,800	392,800				
	141			356,100	393,100				
	142			356,400	393,400				
	143			356,700	393,700				
	144			357,000	394,000				
	145			357,300	394,300				
	146				394,600				
	147				394,900				
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	号俸\職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	165,300	215,500	242,000	275,700	323,700
	2	167,200	217,100	243,400	277,800	325,700
	3	169,100	218,700	244,700	280,000	327,900
	4	171,000	220,300	246,100	282,200	330,100
	5	172,800	221,700	247,400	284,400	332,100
	6	174,700	223,300	248,700	286,500	334,300
	7	176,600	224,800	250,000	288,700	336,400
	8	178,100	226,400	251,300	290,900	338,600
	9	180,300	227,900	252,700	292,900	340,600
	10	181,900	229,400	253,700	295,100	342,700
	11	183,500	230,800	254,900	297,200	344,900
	12	185,100	232,200	256,100	299,400	347,000
	13	186,600	234,000	257,400	301,600	348,700
	14	188,200	235,400	259,100	303,600	350,700
	15	189,800	236,700	260,700	305,700	352,600
	16	191,300	238,100	262,300	307,700	354,600
	17	192,900	239,400	263,900	309,900	356,600
	18	194,600	240,700	265,800	311,900	358,600
	19	196,200	242,000	267,600	314,000	360,600
	20	197,900	243,300	269,500	316,100	362,600
	21	199,500	244,700	271,300	318,000	364,400
	22	201,100	245,800	273,100	320,000	366,400
	23	202,700	247,000	275,000	321,900	368,500
	24	204,300	248,200	276,800	323,900	370,600
	25	205,800	249,400	278,600	325,900	372,000
	26	207,500	251,000	280,500	327,800	373,800
	27	209,200	252,500	282,400	329,800	375,600
	28	210,900	254,000	284,200	331,800	377,300
	29	212,200	255,500	286,200	333,400	379,100
	30	213,700	257,300	288,100	335,200	380,600
	31	215,100	259,100	289,900	336,900	382,200
	32	216,600	260,800	291,800	338,700	383,900
	33	218,000	262,300	293,600	340,500	385,200
	34	219,400	264,100	295,300	342,300	386,500
	35	220,800	265,800	297,100	344,200	387,800

36	222, 100	267, 600	298, 900	346, 000	389, 000
37	223, 600	269, 100	300, 400	347, 800	390, 100
38	225, 000	270, 800	302, 100	349, 500	391, 300
39	226, 600	272, 500	303, 800	351, 100	392, 400
40	228, 000	274, 200	305, 400	352, 800	393, 500
41	229, 500	275, 900	307, 200	354, 000	394, 300
42	230, 900	277, 500	308, 900	355, 100	395, 100
43	232, 100	279, 200	310, 500	356, 300	395, 900
44	233, 400	280, 900	312, 200	357, 500	396, 700
45	234, 900	282, 500	313, 400	358, 700	397, 100
46	236, 200	284, 200	314, 800	359, 500	397, 700
47	237, 500	285, 900	316, 300	360, 700	398, 200
48	238, 900	287, 500	317, 900	361, 800	398, 600
49	240, 200	288, 900	319, 400	362, 800	399, 000
50	241, 600	290, 500	320, 700	363, 800	399, 300
51	242, 900	292, 000	321, 900	364, 800	399, 600
52	244, 000	293, 600	323, 200	365, 800	399, 900
53	245, 200	295, 000	324, 300	366, 600	400, 200
54	246, 700	296, 500	325, 300	367, 400	400, 500
55	248, 300	297, 900	326, 400	368, 300	400, 800
56	249, 800	299, 400	327, 400	369, 200	401, 100
57	251, 400	300, 700	327, 900	369, 700	401, 400
58	252, 800	301, 900	328, 800	370, 500	401, 700
59	254, 200	303, 200	329, 600	371, 300	402, 000
60	255, 600	304, 600	330, 500	372, 100	402, 400
61	256, 700	305, 900	331, 300	372, 500	402, 600
62	258, 100	307, 100	331, 600	373, 200	402, 900
63	259, 500	308, 400	332, 200	373, 900	403, 200
64	260, 900	309, 600	332, 900	374, 600	403, 500
65	261, 900	311, 000	333, 500	375, 000	403, 700
66	263, 200	311, 800	334, 200	375, 600	404, 000
67	264, 500	312, 600	334, 900	376, 300	404, 300
68	265, 800	313, 400	335, 600	376, 900	404, 600
69	266, 800	314, 000	336, 300	377, 300	404, 900
70	268, 000	314, 700	336, 800	377, 800	405, 200
71	269, 300	315, 400	337, 400	378, 300	405, 500
72	270, 600	316, 000	338, 000	378, 800	405, 800
73	271, 600	316, 700	338, 300	379, 400	406, 100
74	272, 700	316, 900	338, 900	379, 900	406, 400
75	273, 800	317, 500	339, 400	380, 500	406, 700

76	274, 900	318, 100	340, 000	381, 100	407, 000
77	276, 000	318, 700	340, 500	381, 600	407, 300
78	277, 000	319, 200	341, 000	382, 100	407, 600
79	278, 100	319, 700	341, 500	382, 600	407, 900
80	279, 200	320, 200	341, 900	383, 100	408, 200
81	280, 100	320, 800	342, 200	383, 400	
82	280, 800	321, 300	342, 500	383, 900	
83	281, 400	321, 700	342, 900	384, 300	
84	282, 200	322, 200	343, 200	384, 700	
85	283, 000	322, 700	343, 700	385, 100	
86	283, 600	323, 100	344, 000	385, 400	
87	284, 200	323, 300	344, 300	385, 700	
88	284, 800	323, 700	344, 600	386, 000	
89	285, 500	324, 100	345, 000	386, 300	
90	286, 000	324, 500	345, 300	386, 600	
91	286, 400	324, 900	345, 700	386, 900	
92	286, 800	325, 300	346, 000	387, 200	
93	287, 000	325, 600	346, 400	387, 500	
94	287, 200	325, 800	346, 700	387, 800	
95	287, 400	326, 200	347, 000	388, 100	
96	287, 600	326, 500	347, 300	388, 400	
97	288, 000	326, 700	347, 600	388, 700	
98	288, 200	327, 000	348, 000	389, 000	
99	288, 400	327, 300	348, 400	389, 300	
100	288, 600	327, 600	348, 800	389, 600	
101	289, 000	327, 800	349, 300	389, 900	
102	289, 200	328, 100	349, 700	390, 200	
103	289, 400	328, 500	350, 100	390, 500	
104	289, 700	328, 700	350, 500	390, 800	
105	290, 100	328, 800	351, 000	391, 100	
106	290, 400	329, 100	351, 300	391, 400	
107	290, 600	329, 500	351, 600	391, 700	
108	290, 900	329, 700	351, 900	392, 000	
109	291, 200	329, 900	352, 200	392, 300	
110	291, 400	330, 300	352, 500	392, 600	
111	291, 600	330, 700	352, 800	392, 900	
112	291, 900	331, 100	353, 100	393, 200	
113	292, 200	331, 300	353, 400	393, 500	
114		331, 600	353, 700	393, 800	
115		331, 900	354, 000	394, 100	

116		332, 200	354, 300	394, 400	
117		332, 500	354, 600	394, 700	
118		332, 800	354, 900	395, 000	
119		333, 100	355, 200	395, 300	
120		333, 400	355, 500	395, 600	
121		333, 700	355, 800	395, 900	
122		334, 000	356, 100	396, 200	
123		334, 300	356, 400	396, 500	
124		334, 600	356, 700		
125		334, 900	357, 000		
126		335, 200	357, 300		
127		335, 500	357, 600		
128		335, 800	357, 900		
129		336, 100	358, 200		
130		336, 400	358, 500		
131		336, 700	358, 800		
132		337, 000	359, 100		
133		337, 300	359, 400		
134		337, 600	359, 700		
135		337, 900	360, 000		
136		338, 200	360, 300		
137		338, 500	360, 600		
138		338, 800	360, 900		
139		339, 100	361, 200		
140		339, 400	361, 500		
141		339, 700	361, 800		
142		340, 000	362, 100		
143		340, 300	362, 400		
144		340, 600	362, 700		
145		340, 900	363, 000		
146		341, 200	363, 300		
147		341, 500	363, 600		
148			363, 900		
149			364, 200		
150			364, 500		
151			364, 800		
152			365, 100		
153			365, 400		
154			365, 700		
155			366, 000		

156			366,300		
157			366,600		
158			366,900		
159			367,200		
160			367,500		
161			367,800		
162			368,100		
163			368,400		
164			368,700		
165			369,000		
166			369,300		
167			369,600		
168			369,900		
169			370,200		
170			370,500		
171			370,800		
172			371,100		
173			371,400		
174			371,700		
175			372,000		
176			372,300		
177			372,600		
178			372,900		
179			373,200		
180			373,500		
181			373,800		
182			374,100		
183			374,400		
184			374,700		
185			375,000		
186			375,300		
187			375,600		
188			375,900		
189			376,200		
190			376,500		
191			376,800		
192			377,100		
193			377,400		
194			377,700		
195			378,000		

	196			378,300		
	197			378,600		
	198			378,900		
	199			379,200		
	200			379,500		
	201			379,800		
	202			380,100		
	203			380,400		
	204			380,700		
	205			381,000		
	206			381,300		
	207			381,600		
	208			381,900		
	209			382,200		
	210			382,500		
	211			382,800		
	212			383,100		
	213			383,400		
	214			383,700		
	215			384,000		
	216			384,300		
	217			384,600		
	218			384,900		
	219			385,200		
	220			385,500		
	221			385,800		
	222			386,100		
	223			386,400		
	224			386,700		
	225			387,000		
	226			387,300		
	227			387,600		
	228			387,900		
再任用職員		213,000	241,200	254,600	279,800	320,500

備考 この表は、市民医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び歯科衛生士に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	号俸\職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,600	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	182,900	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,000	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	187,100	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	189,200	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	191,300	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	193,600	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	195,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,200	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,600	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	202,000	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	203,400	264,600	290,900	328,600	381,400
	29	204,800	266,000	292,500	330,000	383,200
	30	206,200	267,600	294,200	331,500	384,900
	31	207,700	269,200	295,800	332,900	386,800
	32	209,200	270,700	297,500	334,400	388,600
	33	210,500	272,300	299,000	336,100	390,300
	34	211,900	273,800	300,500	337,600	392,000

35	213, 400	275, 200	302, 100	339, 200	393, 800
36	214, 900	276, 600	303, 700	340, 700	395, 500
37	216, 400	278, 200	305, 200	342, 400	397, 100
38	217, 800	279, 600	306, 700	344, 000	398, 800
39	219, 500	281, 100	308, 300	345, 500	400, 600
40	221, 200	282, 500	309, 900	347, 100	402, 400
41	222, 900	284, 100	311, 500	348, 300	403, 900
42	224, 300	285, 700	312, 900	349, 800	405, 400
43	226, 000	287, 200	314, 300	351, 300	406, 900
44	227, 700	288, 800	315, 800	352, 700	408, 200
45	229, 400	290, 200	316, 900	354, 300	409, 300
46	231, 000	291, 600	318, 300	355, 300	410, 400
47	232, 400	293, 100	319, 700	356, 800	411, 500
48	233, 700	294, 600	321, 200	358, 100	412, 700
49	234, 900	295, 900	322, 400	359, 500	414, 000
50	236, 300	297, 200	323, 800	360, 900	415, 100
51	237, 400	298, 600	325, 100	362, 200	416, 300
52	238, 400	300, 000	326, 400	363, 600	417, 400
53	239, 600	301, 500	327, 800	365, 100	418, 600
54	240, 800	302, 800	329, 200	366, 300	419, 600
55	241, 900	304, 200	330, 600	367, 400	420, 700
56	242, 900	305, 600	331, 900	368, 600	421, 800
57	244, 000	306, 700	332, 800	369, 700	422, 900
58	244, 900	307, 900	334, 100	370, 600	423, 400
59	245, 900	309, 200	335, 300	371, 600	424, 000
60	246, 900	310, 600	336, 600	372, 600	424, 400
61	247, 900	311, 700	337, 700	373, 200	425, 000
62	248, 900	313, 000	338, 600	374, 000	425, 500
63	249, 900	314, 300	339, 800	374, 800	425, 900
64	251, 000	315, 500	341, 100	375, 600	426, 400
65	252, 100	316, 800	342, 200	376, 300	427, 000
66	253, 100	318, 100	343, 400	377, 000	427, 400
67	254, 500	319, 400	344, 600	377, 800	427, 700
68	255, 700	320, 700	345, 700	378, 500	428, 000
69	257, 000	321, 400	346, 700	379, 100	428, 400
70	258, 300	322, 500	347, 700	379, 700	
71	259, 900	323, 600	348, 800	380, 400	
72	261, 400	324, 500	349, 900	381, 000	
73	262, 900	325, 800	350, 700	381, 700	

74	264, 500	326, 500	351, 800	382, 200	
75	266, 100	327, 600	352, 900	382, 800	
76	267, 600	328, 800	354, 000	383, 300	
77	269, 200	329, 900	354, 700	383, 700	
78	270, 600	331, 100	355, 500	384, 300	
79	272, 100	332, 200	356, 300	384, 800	
80	273, 600	333, 400	357, 000	385, 100	
81	275, 000	334, 500	357, 600	385, 400	
82	276, 600	335, 600	358, 100	385, 900	
83	278, 100	336, 600	358, 700	386, 300	
84	279, 600	337, 700	359, 200	386, 600	
85	281, 100	338, 600	359, 800	386, 900	
86	282, 300	339, 600	360, 300	387, 400	
87	283, 800	340, 500	360, 900	387, 900	
88	285, 300	341, 500	361, 400	388, 300	
89	286, 700	342, 500	361, 800	388, 600	
90	287, 900	343, 300	362, 200	389, 000	
91	289, 300	344, 100	362, 800	389, 500	
92	290, 700	344, 900	363, 300	389, 900	
93	292, 000	345, 500	363, 600	390, 300	
94	293, 500	346, 100	364, 100	390, 600	
95	294, 800	346, 800	364, 500	390, 900	
96	296, 000	347, 400	364, 800	391, 200	
97	297, 300	347, 800	365, 400	391, 500	
98	298, 100	348, 200	365, 900	391, 800	
99	299, 300	348, 700	366, 400	392, 100	
100	300, 500	349, 100	366, 900	392, 400	
101	301, 700	349, 600	367, 500	392, 700	
102	302, 800	350, 000	368, 000	393, 000	
103	304, 000	350, 500	368, 500	393, 300	
104	305, 200	350, 900	368, 900	393, 600	
105	306, 300	351, 200	369, 500	393, 900	
106	307, 600	351, 700	370, 000	394, 200	
107	308, 800	352, 100	370, 500	394, 500	
108	310, 000	352, 400	371, 000	394, 800	
109	311, 200	352, 900	371, 600	395, 100	
110	312, 000	353, 400	372, 000	395, 400	
111	312, 700	353, 900	372, 500	395, 700	
112	313, 400	354, 400	373, 000	396, 000	

113	314, 000	354, 900	373, 600	396, 300	
114	314, 700	355, 400	373, 900	396, 600	
115	315, 000	355, 900	374, 200	396, 900	
116	315, 600	356, 300	374, 500	397, 200	
117	316, 300	356, 700	374, 800	397, 500	
118	316, 700	357, 100	375, 100	397, 800	
119	317, 300	357, 600	375, 400	398, 100	
120	317, 900	358, 100	375, 700	398, 400	
121	318, 500	358, 500	376, 000	398, 700	
122	318, 900	359, 000	376, 300	399, 000	
123	319, 400	359, 500	376, 600	399, 300	
124	319, 900	360, 000	376, 900	399, 600	
125	320, 400	360, 300	377, 200	399, 900	
126	320, 800		377, 500	400, 200	
127	321, 200		377, 800	400, 500	
128	321, 500		378, 100	400, 800	
129	321, 800		378, 400	401, 100	
130	322, 200		378, 700	401, 400	
131	322, 600		379, 000	401, 700	
132	323, 000		379, 300	402, 000	
133	323, 300		379, 600	402, 300	
134	323, 500		379, 900	402, 600	
135	323, 800		380, 200	402, 900	
136	324, 200		380, 500	403, 200	
137	324, 400		380, 800	403, 500	
138	324, 600		381, 100	403, 800	
139	324, 900		381, 400	404, 100	
140	325, 200		381, 700	404, 400	
141	325, 500		382, 000	404, 700	
142	325, 700		382, 300	405, 000	
143	326, 000		382, 600	405, 300	
144	326, 400		382, 900	405, 600	
145	326, 600		383, 200	405, 900	
146	326, 700		383, 500	406, 200	
147	327, 000		383, 800	406, 500	
148	327, 400		384, 100	406, 800	
149	327, 600		384, 400	407, 100	
150	327, 900		384, 700	407, 400	
151	328, 300		385, 000	407, 700	

152	328, 700		385, 300	408, 000	
153	329, 100		385, 600	408, 300	
154	329, 400		385, 900	408, 600	
155	329, 800		386, 200	408, 900	
156	330, 200		386, 500	409, 200	
157	330, 600		386, 800	409, 500	
158	330, 900		387, 100	409, 800	
159	331, 300		387, 400	410, 100	
160	331, 600		387, 700	410, 400	
161	332, 000		388, 000		
162	332, 300		388, 300		
163	332, 700		388, 600		
164	333, 100		388, 900		
165	333, 500		389, 200		
166	333, 800		389, 500		
167	334, 200		389, 800		
168	334, 600		390, 100		
169	335, 000		390, 400		
170	335, 300		390, 700		
171			391, 000		
172			391, 300		
173			391, 600		
174			391, 900		
175			392, 200		
176			392, 500		
177			392, 800		
178			393, 100		
179			393, 400		
180			393, 700		
181			394, 000		
182			394, 300		
183			394, 600		
184			394, 900		
185			395, 200		
186			395, 500		
187			395, 800		
188			396, 100		
189			396, 400		
190			396, 700		

	191			397,000		
	192			397,300		
	193			397,600		
	194			397,900		
	195			398,200		
	196			398,500		
	197			398,800		
	198			399,100		
	199			399,400		
	200			399,700		
	201			400,000		
	202			400,300		
	203			400,600		
	204			400,900		
	205			401,200		
	206			401,500		
	207			401,800		
	208			402,100		
	209			402,400		
再任用職員		253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、市民医療センターに勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

議案第 80 号

戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 19 年条例第 11 号)
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中

「

377,000
426,000
479,000
543,000
620,000
724,000
848,000

」

を

「

370,000
418,000
470,000
531,000
606,000
708,000
828,000

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 8 1 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 3 年
条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償 年金	厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）による障害 厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下「平成 2 4 年一元化法」という。）附則第 4 1 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一 元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による障害共済年金（以 下单に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）による障害基礎年金（同法第 3 0 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害 基礎年金」という。）	0. 7 3
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障 害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害 厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法附則第 3 7 条第 1 項に 規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 2 4 年一元 化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しく は平成 2 4 年一元化法附則第 6 1 条第 1 項に規定する給付 のうち障害共済年金（以下「平成 2 4 年一元化法改正前地 共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を 除く。）	0. 8 8
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 8 7 条 第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下 「旧船員保険法による障害年金」という。）	0. 7 5
	国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる	0. 7 5

	保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	
	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	０．８９
障 害 補 償 年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８３
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８
	旧船員保険法による障害年金	０．７４
	旧厚生年金保険法による障害年金	０．７４
	旧国民年金法による障害年金	０．８９
遺 族 補 償 年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成２４年一元化法附則第４１条第１項の規定による遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第２８条第１項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	０．８０
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８４
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	０．８８
	国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる	０．８０

保険給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる 保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる 給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が 支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又 は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平 成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場 合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 27 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第 5 条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年一元化法第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金

保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成２７年政令第３４５号）第８条第１項の規定により読み替えられた平成２４年一元化法附則第３６条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第８２条第２項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成２４年一元化法附則第３６条第５項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成２４年一元化法附則第３６条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第８９条第３項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成２４年一元化法附則第３６条第５項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成２４年一元化法第３条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成２７年政令第３４７号。以下この項において「平成２７年地共済経過措置政令」という。）第７条第１項の規定により読み替えられた平成２４年一元化法附則第６０条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第８７条第２項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成２７年地共済経過措置政令第７条第１項の規定により読み替えられた平成２４年一元化法附則第６０条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第９９条の２第３項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成２４年一元化法第１条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成２４年一元化法附則第４１条第１項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職

給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

平成27年11月24日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 8 2 号

戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例（昭和 3 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 5 条を加える。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 5 条の 2 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 1 5 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下次項から第 4 項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予をする金額又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる方法とする。

2 市長は、法第 1 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期

限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額(当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている市の徴収金がある場合はその金額を加算した額。以下この節において同じ。)が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」

という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第7号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号から第7号までに掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号及び第5号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予」という。)をする期間内又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下次条第2項において同じ。)において、当該職権による換価の猶予をする金額又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号から第5号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月において、当該申請による換価の猶予をする金額又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条の3第1項第6号及び第7号に掲げる事項
- (2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額(当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている市の徴収金がある場合はその金額を加算した額)が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改め、「戸田市公告式条例」の次に「(昭和36年条例第14号)」を加える。

第11条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第22条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加える。

第22条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第36条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第47条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第47条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第55条第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第58条第1項第1号及び第58条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第72条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第99条の3第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号

において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第100条の14第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第3条の2の2第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第8条の2第1項中「3分の1」を「、3分の1」に改め、同条第2項及び第3項中「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第4項中「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第5項中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第7項中「4分の3」を「、4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の2に次の1項を加える。

11 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」

を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第11条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

附則第37条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条の改正規定（「戸田市公告式条例」の次に「(昭和36年条例第14号)」を加える部分に限る。）、第55条第1項及び第99条の3第1項の改正規定、附則第8条の2の改正規定並びに附則第4条第2項から第5項まで及び第9条の規定 公布の日

(2) 第5条の次に5条を加える改正規定、第6条の改正規定（「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める部分に限る。）、第11条第2項及び第3項の改正規定、附則第3条の2の2第1項及び第14条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第3項及び第6条の規定 平成28年4月1日

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）第5

条の2、第5条の3及び第5条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第19条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第11条第2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第22条の2第8項の規定は、施行日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の戸田市

税条例（以下「旧条例」という。）第２２条の２第８項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条 新条例第４７条の２第１項第１号、第４７条の３第１項第１号及び第２項第１号、第５５条第２項第１号、第５８条第１項第１号並びに第５８条の２第１項第１号並びに附則第８条の３第１項第１号、第２項第１号、第３項第１号、第４項第１号、第５項第１号、第６項第１号、第７項第１号、第８項第１号、第９項第１号及び第１０項第１号、第１１条の４第２項第１号、第３項第１号及び第４項第１号並びに第３７条第１項第１号及び第３項第１号の規定は、施行日以後に提出する新条例第４７条の２第１項並びに第４７条の３第１項及び第２項並びに附則第３７条第３項に規定する申出書、新条例第５５条第２項並びに附則第１１条の４第３項及び第４項に規定する申請書又は新条例第５８条第１項及び第５８条の２第１項並びに附則第８条の３各項、第１１条の４第２項及び第３７条第１項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第４７条の２第１項並びに第４７条の３第１項及び第２項並びに附則第３７条第３項に規定する申出書、旧条例第５８条第２項並びに附則第１１条の４第３項及び第４項に規定する申請書又は旧条例第５８条第１項及び第５８条の２第１項並びに附則第８条の３各項、第１１条の４第２項及び第３７条第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

２ 新条例附則第８条の２第６項の規定は、平成２７年４月１日以後に取得された平成２７年改正法第１条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第１５条第１８項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

３ 新条例附則第８条の２第７項の規定は、平成２７年４月１日以後に取得された新法附則第１５条第３０項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

４ 新条例附則第８条の２第８項の規定は、平成２７年４月１日以後に取得された新法附則第１５条第３１項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第8条の2第11項の規定は、平成27年4月1日以後に新築された新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第71条第2項第2号及び第72条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第71条第2項並びに第72条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第71条第2項並びに第72条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第77条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第80条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第80条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による
---------	----------	--

		改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成２７年改正前の地方税法施行規則」という。）第４８号の５様式
第８０条第２項	第３４号の２の２様式	平成２７年改正前の地方税法施行規則第４８号の６様式
第８０条第３項	第３４号の２の６様式	平成２７年改正前の地方税法施行規則第４８号の９様式
第８０条第４項	第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	平成２７年改正前の地方税法施行規則第４８号の５様式又は第４８号の６様式

- ４ 平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第７４条第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。
- ５ 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成２７年改正法附則第２０条第４項に規定する申告書を平成２８年５月２日までに市長に提出しなければならない。
- ６ 前項の規定による申告書を提出した者は、平成２８年９月３０日までに、

その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

- ７ 第４項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第９条、第８０条第４項及び第５項、第８２条の２並びに第８３条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第９条	第８０条第１項若しくは第２項、	戸田市税条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第 号。以下この条及び第２章第４節において「平成２７年改正条例」という。）附則第６条第６項、
第９条第２号	第８０条第１項若しくは第２項	平成２７年改正条例附則第６条第５項
第９条第３号	第３４条第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、第８０条第１項若しくは第２項の申告書又は第９９条第１項の申告書でその提出期限	平成２７年改正条例附則第６条第６項の納期限
第８０条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	平成２７年改正法附則第２０条第４項の規定
第８０条第５項	第１項又は第２項	平成２７年改正条例附則第６条第６項
第８２条の２	第８０条第１項又は第２項	平成２７年改正条例附則第６条第５項
	当該各項	同項

第 8 3 条第 2 項	第 8 0 条第 1 項又は第 2 項	平成 2 7 年改正条例附則第 6 条第 6 項
--------------	---------------------	--------------------------

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 8 1 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 8 0 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成 2 9 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。
- 10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項 において準用する同条 第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 2 9 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 2 9 年 1 0 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 9 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 0 項に において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 9 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 0 項に において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 9 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 0 項に において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 8 0 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項 において準用する同条 第 4 項
第 7 項の表第 8 0 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 0 項に において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 8 2 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 0 項に において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 8 3 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 0 項に において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

1 1 平成 3 0 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又

は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項

第 7 項の表第 9 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 8 0 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 8 0 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 8 2 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 2 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 8 3 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 1 項

1 3 平成 3 1 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 1, 2 6 2 円とする。

1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する

場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 3 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項 において準用する同条 第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 1 年 4 月 3 0 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 1 年 9 月 3 0 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 1 3 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 9 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 4 項に おいて準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 9 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 4 項に おいて準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 9 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 4 項に おいて準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 8 0 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項 において準用する同条 第 4 項
第 7 項の表第 8 0 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 4 項に おいて準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 8 2 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 4 項に おいて準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 8 3 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 4 項に おいて準用する同条第

		6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 3 項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第 9 9 条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 9 9 条の 3 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 8 条 新条例第 1 0 0 条の 1 4 の規定は、施行日以後に行われる新条例第 1 0 0 条の 1 4 の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 1 0 0 条の 1 4 の規定による申告については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 9 条 新条例附則第 8 条の 2 第 6 項の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に取得された新法附則第 1 5 条第 1 8 項に規定する家屋に対して課すべき平成 2 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 83 号

戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する等の条例

(戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第 1 条 戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 22 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(3) 平成 27 年 12 月 31 日までに第 1 項の規定による申請をしていない者

(戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止)

第 2 条 戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例は、廃止する。

(戸田市印鑑条例の一部改正)

第 3 条 戸田市印鑑条例（昭和 57 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条を第 20 条とし、第 15 条から第 18 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 14 条第 2 項中「(戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 22 年条例第 33 号）第 2 条のキオスク端末機をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第 15 条とする。

第 13 条を第 14 条とし、第 2 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(定義)

第 2 条 この条例において「キオスク端末機」とは、民間事業者が設置し、戸田市の電子計算組織と通信回線により接続した端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第

28号)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項の規定により交付を受けている住民基本台帳カードの利用については、第2条の規定による廃止前の戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例(以下「旧戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例」という。)の規定は、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期限の日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例第1条中「住民基本台帳法」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法」と読み替えるものとする。

平成27年11月24日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 8 4 号

戸田市都市公園条例の一部を改正する条例

戸田市都市公園条例(昭和 3 9 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項中「、別表第 3 及び別表第 4」「及び別表第 3 から別表第 5 ま
で」に改める。

別表第 1 彩湖・道満グリーンパークの項中

「駐車場」

を

「駐車場

道満河岸つり場」

に改める。

別表第 2 及び別表第 3 中「第 1 4 条関係」を「第 1 4 条、第 2 7 条関係」に
改める。

別表第 4 の表中「乗合型自動車」を「中型自動車、大型自動車、小型特殊自
動車」に改め、「、小型自動車、軽自動車」を削り、同表備考 1 中「道路整備特
別措置法施行令（昭和 3 1 年政令第 3 1 9 号）第 1 条の 7 第 3 項」を「道路交
通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 2 条」に改め、同表備考 2 を
削り、同表備考 3 を同表備考 2 とする。

別表に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 2 7 条関係）

彩湖・道満グリーンパーク道満河岸つり場利用料金（1 日当たり）

へら ^{ぶな} 鯛つり場	金魚つり場
1, 7 5 0 円以下	8 3 0 円以下

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 85 号

戸田市立健康福祉の杜条例の一部を改正する条例

戸田市立健康福祉の杜条例（平成 8 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 5 条までを次のように改める。

（業務）

第 3 条 健康福祉の杜は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 2 項に規定する老人居宅介護等事業（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を除く。）に關すること。
- (2) 老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業（第一号通所事業を除く。）に關すること。
- (3) 老人福祉法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設（以下「老人短期入所施設」という。）に關すること。
- (4) 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）に關すること。
- (5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 4 項に規定する居宅介護支援に關すること。
- (6) 介護保険法第 8 条の 2 第 1 6 項に規定する介護予防支援に關すること。
- (7) その他健康福祉の杜の設置の目的を達成するために必要な業務

（利用対象者）

第 4 条 健康福祉の杜の利用対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する措置に係る者
- (2) 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けた者又は同条第 2 項に規定する要支援認定を受けた者
- (3) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 2 の 4 第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第 1 号被保険者

（入所定員）

第 5 条 健康福祉の杜における老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの入所定員は、次のとおりとする。

- (1) 老人短期入所施設 20人
- (2) 特別養護老人ホーム 100人

第6条から第8条までを削る。

第9条中「特別養護老人ホームの入所者等」を「健康福祉の杜を利用しようとする者（以下「入所者等」という。）」に改め、同条を第6条とする。

第10条中「特別養護老人ホーム」を「健康福祉の杜」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「同条第23項」を「同条第26項」に、「及び同条第14項」を「及び同条第12項」に改め、同条を第7条とし、第11条を第8条とする。

第12条第1項第1号中「第6条」を「第3条」に改め、同項第2号中「特別養護老人ホーム」を「健康福祉の杜」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項中「第9条」を「第6条」に改め、同条を第9条とし、第13条を第10条とする。

第14条中「特別養護老人ホーム」を「健康福祉の杜」に改め、同条を第11条とする。

第15条中「特別養護老人ホーム」を「健康福祉の杜」に改め、同条を第12条とする。

第16条中「特別養護老人ホーム」を「健康福祉の杜」に改め、同条を第13条とし、第17条を第14条とし、第18条を第15条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（戸田市立老人デイサービスセンター条例の廃止）

2 戸田市立老人デイサービスセンター条例（平成12年条例第8号）は、廃止する。

（戸田市立老人介護支援センター条例の廃止）

3 戸田市立老人介護支援センター条例（平成8年条例第19号）は、廃止する。

平成27年11月24日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 86 号

戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例

戸田市高齢者総合介護福祉条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「第 115 条の 48」を「第 115 条の 49」に改め、同条第 5 号中キを削り、クをキとし、ケからサまでをクからコまでとし、シを削り、スをサとし、セをシとする。

第 7 条中「同条第 23 項」を「同条第 26 項」に、「同条第 14 項に規定する地域密着型介護予防サービス」を「同条第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス」に改め、第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 10 条の 2 第 1 項中「第 8 条の 2 第 14 項」を「第 8 条の 2 第 12 項」に改める。

第 17 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

別表第 1 ふれあいセンター事業の項及び高齢者生活援助サービス事業の項を削る。

別表第 2 高齢者生活援助サービス事業の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 4 号の改正規定、第 7 条の改正規定（「同条第 14 項に規定する地域密着型介護予防サービス」を「同条第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス」に改める部分に限る。）及び第 10 条の 2 第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 87 号

戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 5 条第 2 項のサービス提供責任者」を削る。

第 16 条及び第 17 条中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 65 条第 1 項中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 24 項」を「第 8 条第 25 項」に改める。

第 83 条第 1 項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加える。

第 87 条中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 109 条中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改める。

第 129 条第 1 項中「第 8 条第 20 項」を「第 8 条第 21 項」に改める。

第 150 条第 1 項中「第 8 条第 21 項」を「第 8 条第 22 項」に改める。

第 151 条第 12 項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第 13 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 88 号

戸田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 8 条の 2 第 14 項」を「第 8 条の 2 第 12 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 24 項」を「第 8 条第 25 項」に改める。

第 44 条第 10 項中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改める。

第 45 条第 1 項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号及び第 44 条第 10 項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 89 号

戸田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

戸田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改める。

第 32 条第 12 号中「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に、「第 39 号第 2 号」を「第 76 条第 2 号」に改め、同条第 13 号中「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同条第 16 号中「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 90 号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和 38 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の戸田市国民健康保険税条例第 20 条第 2 項第 1 号の規定は、施行日以後に提出する申請書について適用する。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 9 1 号

戸田市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

戸田市保育の必要性の認定基準に関する条例（平成 2 6 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「第 1 5 条の 6 第 3 項」を「第 1 5 条の 7 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 92 号

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成 27 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を別記のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保育料について適用し、平成 27 年度分までの保育料については、なお従前の例による。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

別表（第3条関係）

1 教育標準時間認定を受けた子どもの保育料（1号給付）

世帯階層区分	世帯階層区分の定義		保育料（月額）
第1	生活保護世帯等		円 0
第2	第1階層を除き、市町村民税（4月から8月までに	市町村民税非課税世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯	0
第3	あつては前年度分。以下同	77,100円以下	13,800
第4	じ。）の所得割の額の区分が	77,101円以上 211,200円以下	18,200
第5	次の区分に該当する世帯	211,201円以上	23,400

2 保育認定を受けた子ども（3歳以上児）の保育料（2号給付）

世帯階層区分	世帯階層区分の定義		保育料（月額）			
			3歳児		4歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯等又は里親が支給認定保護者等である世帯		円 0	円 0	円 0	円 0
第2	第1階層を除き、市町村民	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	税の所得割の額の区分が次の区分に該当	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	5,200	5,100	5,200	5,100
第4	する世帯	48,600円未満	7,100	6,900	7,100	6,900
第5		48,600円以上	10,000	9,800	10,000	9,800

	58,800 円未満				
第 6	58,800 円以上 97,000 円未満	16,000	15,700	16,000	15,700
第 7	97,000 円以上 132,600 円未満	23,500	23,100	20,500	20,100
第 8	132,600 円以上 169,000 円未満	24,500	24,000	21,000	20,600
第 9	169,000 円以上 202,000 円未満	26,500	26,000	22,500	22,100
第 10	202,000 円以上 235,000 円未満	27,100	26,600	23,100	22,700
第 11	235,000 円以上 268,000 円未満	27,700	27,200	23,700	23,200
第 12	268,000 円以上 301,000 円未満	28,300	27,800	24,300	23,800
第 13	301,000 円以上 333,000 円未満	28,900	28,400	24,900	24,400
第 14	333,000 円以上 365,000 円未満	29,500	28,900	25,500	25,000
第 15	365,000 円以上 397,000 円未満	30,100	29,500	26,100	25,600
第 16	397,000 円以上	30,700	30,100	26,700	26,200

3 保育認定を受けた子ども（3歳未満児）の保育料（3号給付）

世帯 階層 区分	世帯階層区分の定義		保育料（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護世帯等又は里親が支給 認定保護者等である世帯		円 0	円 0
第 2	第 1 階層を除 き、市町村民	市町村民税非課 税世帯	0	0
第 3	税の所得割の	均等割の額のみ	7,600	7,400

	額の区分が次の区分に該当する世帯	(所得割の額のない世帯)		
第 4		48,600 円未満	9,500	9,300
第 5		48,600 円以上 58,800 円未満	12,500	12,200
第 6		58,800 円以上 97,000 円未満	19,500	19,100
第 7		97,000 円以上 132,600 円未満	31,000	30,400
第 8		132,600 円以上 169,000 円未満	44,000	43,200
第 9		169,000 円以上 202,000 円未満	52,000	51,100
第 10		202,000 円以上 235,000 円未満	54,000	53,000
第 11		235,000 円以上 268,000 円未満	56,000	55,000
第 12		268,000 円以上 301,000 円未満	58,000	57,000
第 13		301,000 円以上 333,000 円未満	60,000	58,900
第 14		333,000 円以上 365,000 円未満	62,000	60,900
第 15		365,000 円以上 397,000 円未満	64,000	62,900
第 16		397,000 円以上	66,000	64,800

備考

- 1 教育標準時間認定を受けた子どもとは法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する子どもをいい、保育認定を受けた子ども（3 歳以上児）とは同項第 2 号に規定する子どもをいい、保育認定を受けた子ども（3 歳未満児）とは同項第 3 号に規定する子どもをいう。

- 2 世帯の階層の認定に当たっては、その保育を受ける子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額により行うものとする。
- 3 生活保護世帯等とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者が支給認定保護者等である世帯をいう。
- 4 保育標準時間とは1日11時間まで保育の利用が可能となる支給認定区分をいい、保育短時間とは1日8時間まで保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。
- 5 均等割の額とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、所得割の額とは同項第2号に規定する所得割（所得割の計算に当たっては、同法第314条の7から第314条の9まで、附則第5条、附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 6 1の表において、同一世帯に小学3年生以下の児童が2人以上いる場合の保育料は、当該児童のうち教育標準時間認定を受けた子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。
- 7 2の表又は3の表において、同一世帯に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している児童が2人以上いる場合の保育料は、当該児童のうち保育認定を受けた子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 8 3歳未満児又は3歳児として保育を受けた児童の保育料は、当該児童がその年度中に年齢がそれぞれ3歳又は4歳に達しても、その年度中はそれぞれ当初の3歳未満児又は3歳児の保育料による。

議案第 93 号

戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例

戸田市学童保育室条例（平成 19 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 戸田第一小学校第 3 学童保育室の項及び新曽北小学校第 1 学童保育室の項を削り、同表中「新曽北小学校第 2 学童保育室」を「新曽北小学校学童保育室」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 9 4 号

戸田市立児童センター条例の一部を改正する条例

戸田市立児童センター条例（平成 4 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表戸田市立児童センタープリムローズの項中

「

こどもホール、プレイホール、幼児室、展示室、企画展示室、遊具能力測定コーナー、A V ライブラリー、A V 創作室、美術工芸室、科学工作室及びパソコン室	4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで	午前 9 時から 午後 6 時まで
	1 0 月 1 日から 翌 年 3 月 3 1 日まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
研修室	通年	午前 9 時から 午後 9 時 3 0 分まで

」

を

「

こどもホール、プレイホール、幼児室、展示室、企画展示室、遊具能力測定コーナー、A V ライブラリー、A V 創作室、美術工芸室、科学工作室及びパソコン室	通年	午前 9 時から 午後 6 時まで
研修室	〃	午前 9 時から 午後 9 時まで

」

に改める。

別表戸田市立児童センターこどもの国の項の前に次のように加える。

戸田市立児童 センタープリ ムローズ	研修室	1 時間につき	1 5 0 円
--------------------------	-----	---------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成２８年１月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の戸田市立児童センター条例別表の規定は、平成２８年４月１日以後の施設の使用から適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。

平成２７年１１月２４日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 95 号

戸田市道路占用料条例の一部を改正する条例

戸田市道路占用料条例（昭和 51 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（占用料の納入）

第 2 条 法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号。以下「電線共同溝整備法」という。）第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により道路の占用（以下「占用」という。）の許可を受けた者及び電線共同溝整備法第 21 条の規定により道路を占用する者は、この条例の定めるところにより市に占用料を納入しなければならない。

第 5 条を次のように改める。

（占用料の徴収方法）

第 5 条 占用料は、占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、当該占用の許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から納入通知書により指定する期限までに一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が 1 年以上であり、かつ、翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、占用料を分納させることができる。

第 7 条第 1 項中「場合」を「とき」に改め、同条ただし書を次のように改め

る。

ただし、督促状に指定する期間までに滞納した占用料（以下「滞納金」という。）を完納した場合又は滞納金が1,000円未満の場合は延滞金の全額を、延滞金の全額又は端数が100円未満の場合はその全額又は端数を徴収しない。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による督促手数料の額は督促状1通につき郵便法（昭和22年法律第165号）第21条第1項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額とし、延滞金の額は納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ滞納金の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第7条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の督促手数料及び延滞金の徴収に関し特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

附則に次の3項を加える。

（占用料の特例）

- 4 1の年度内の占用料は、別表占用物件種別の欄に掲げる種別の区分に応じ、同表単位占用料額の欄に定める金額が、当該年度の前年度の末日において適用されていた当該区分における単位占用料額に100分の120を乗じて得た額（以下「特例額」という。）を超える場合は、同欄の規定にかかわらず、特例額を当該年度内の占用料とする。

（端数処理）

- 5 特例額に、次の各号に掲げる特例額の桁数の区分に応じ、当該各号に定める額未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 3桁 10円

(2) 4桁 100円

（占用料の特例の適用除外）

- 6 附則第4項の規定は、別表単位占用料額の欄において単位占用料額が近傍類似の土地の時価を基礎として定められている占用物件に係る単位占用料額には、適用しない。

別表を別記のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の戸田市道路占用料条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行日以後の道路の占用に係るものについて適用し、同日前の道路の占用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 平成28年度内の占用料は、施行日の前日において、改正後の条例別表占用物件種別の欄に掲げる種別の区分と同一の区分がないときは、改正後の条例附則第4項の規定の適用については、同項中「当該区分」とあるのは、「当該区分に相当する区分」とする。

平成27年11月24日提出

戸田市長 神 保 国 男

別表（第3条関係）

占用物件種別		単位	単位占用料額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1 年	2,800
	第2種電柱		4,200
	第3種電柱		5,700
	第1種電話柱		2,500
	第2種電話柱		3,900
	第3種電話柱		5,400
	その他の柱類		250
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メー トルにつき1年	25
	地下電線その他地下に設 ける線類		15
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	2,400
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	1,500
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につき1 年	4,900
	郵便差出箱		2,100
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	6,300
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	4,900
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	100
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの		150

				220
				300
				440
				590
				1,000
				1,500
				3,000
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	4,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			3,100
	地下に設ける通路			1,900
	その他のもの			4,900
法第32条第1項第6	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルに	63

号に掲げる 施設			つき1日		
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	630	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる 物件	看板 （アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	630	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	6,300	
	標識		1本につき1年	3,900	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	63	
		その他のもの	1本につき1月	630	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	63	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	630	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	6,300	
		その他のもの		3,100	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	630
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及				490

び同条第 7 号に掲げる施設			
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.012 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.009 を乗じて得た額
令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.009 を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 占用料の計算方式
 - (1) 単位占用料額が年額で定められているものについて、占用の期間に 1 年未満の端数があるとき又は占用の期間が 1 年未満のときは月割計算とし、占用の期間に 1 月未満の端数があるとき又は占用の期間が 1 月未満のときは 1 月として計算する。
 - (2) 単位占用料額が月額で定められているものについて、占用の期間に 1 月未満の端数があるとき又は占用の期間が 1 月未満のときは、1 月として計算する。
 - (3) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算する。
 - (4) 占用料の額は、単位占用料額の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円）とする。ただし、当該占用の期間が 1 年以上であり、かつ、翌年度以降にわたる場合においては、単位占用料額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円）の合計額とする。

- (5) 前号の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての
占用料の額は、単位占用料額の欄に定める金額に、当該占用の期間に
相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た
額に100分の108を乗じて得た額（その額が100円に満たない
場合にあっては、100円）とする。
- 3 電柱及び電話柱の支柱及び支線は、それぞれ1本とする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同
じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限
る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電
柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱
のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 7 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電
線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条
以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号
において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4
条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち
6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 8 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は
電話柱に設置する電線をいうものとする。

議案第 96 号

戸田市就学支援委員会条例及び戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部
を改正する条例

(戸田市就学支援委員会条例の一部改正)

第 1 条 戸田市就学支援委員会条例（平成 25 年条例第 12 号）の一部を次の
ように改正する。

第 8 条中「教育委員会事務局指導課」を「教育委員会事務局教育政策室」
に改める。

(戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

第 2 条 戸田市いじめ問題調査委員会条例（平成 26 年条例第 15 号）の一部
を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会事務局指導課」を「教育委員会事務局教育政策室」
に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 97 号

戸田市立市民医療センター等施設整備建築工事請負変更契約について

戸田市立市民医療センター等施設整備建築工事請負変更契約をするについて、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年
条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田市立市民医療センター等施設整備建築工事
- 2 場 所 戸田市美女木 4 丁目 20 番地の 1
- 3 工事内容 戸田市立市民医療センター等施設整備に伴う建築工事
- 4 金 額 変更前 金 1,860,665,280 円
変更後 金 1,895,248,436 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 95,263,772 円)
- 5 工 期 平成 28 年 3 月 15 日まで
- 6 契 約 者 さいたま市大宮区上小町 535 番地
三ツ和総合建設業協同組合
代表理事 山 本 純 義

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 98 号

戸田市立市民医療センター等施設整備電気設備工事請負変更契約について

戸田市立市民医療センター等施設整備電気設備工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 工 事 名 | 戸田市立市民医療センター等施設整備電気設備工事 |
| 2 | 場 所 | 戸田市美女木 4 丁目 20 番地の 1 |
| 3 | 工事内容 | 戸田市立市民医療センター等施設整備に伴う電気設備工事 |
| 4 | 金 額 | 変更前 金 559,200,120 円
変更後 金 567,308,760 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 29,356,204 円) |
| 5 | 工 期 | 平成 28 年 3 月 15 日まで |
| 6 | 契 約 者 | さいたま市浦和区仲町 1 丁目 11 番 12 号
栗原工業株式会社 北関東支社
支社長 矢 野 雄 亮 |

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 99 号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市文化会館

- 2 指定管理者候補者の名称

戸田市上戸田 4 丁目 8 番 1 号

公益財団法人戸田市文化スポーツ財団

- 3 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 100 号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市スポーツセンター

- 2 指定管理者候補者の名称

戸田市上戸田 4 丁目 8 番 1 号

公益財団法人戸田市文化スポーツ財団

- 3 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 101 号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市立心身障害者福祉センター

2 指定管理者候補者の名称

戸田市川岸 2 丁目 4 番 8 号

社会福祉法人戸田市社会福祉協議会

3 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第102号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
戸田市立福祉作業所もくせい園
- 2 指定管理者候補者の名称
戸田市川岸2丁目4番8号
社会福祉法人戸田市社会福祉協議会
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
平成27年11月24日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 103 号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市立福祉作業所ゆうゆう

- 2 指定管理者候補者の名称

戸田市大字新曽 1 5 2 2 番地 1

社会福祉法人戸田わかくさ会

- 3 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 104 号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市立福祉作業所かがやき

- 2 指定管理者候補者の名称

戸田市大字新曽 1522 番地 1

社会福祉法人戸田わかき会

- 3 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 105 号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市立児童センタープリムローズ

- 2 指定管理者候補者の名称

東京都国分寺市光町 2 丁目 5 番地 1

株式会社こどもの森

- 3 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 106 号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市立少年自然の家

- 2 指定管理者候補者の名称

長野県諏訪郡富士見町富士見 6 6 6 6 番地 7 0 3

一般社団法人富士見町開発公社

- 3 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 107 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の市道路線を認定する。

記

路線番号	起 点	終 点	延長	幅員	摘要
市道第 4330 号線	美女木 6 丁目 17 番 19 地先	美女木 6 丁目 17 番 21 地先	38.49m	4.30m	開発 帰属

平成 27 年 11 月 24 日提出

戸田市長 神 保 国 男